

日常生活支援住居施設における個別支援計画の策定状況に関する調査事業報告書から見えてきた日常生活支援住居施設の課題点

令和5年1月17日

一般社団法人居住支援全国ネットワーク理事・事務局長
一般社団法人全国日常生活支援住居施設協議会共同代表理事
特定非営利活動法人ワンファミリー仙台理事長 立岡 学

今回、研修受講の皆様にお伝えしたいこと

1. はじめに ~なぜ、このコマを講義にいれたのか~
2. 令和3年度社会福祉推進事業「日常生活支援住居施設における個別支援計画の策定状況に関する調査事業」で見えてきた現状の日常生活支援住居施設
3. 情報提供（令和4年度社会福祉推進事業「日常生活支援住居施設の研修教材及び研修手法の開発等に関する調査（※実施団体：全国日常生活支援住居施設協議会）」の調査進捗から見えてきたこと）
4. 情報提供（日住が目指すべき姿を目標にしたロジックモデル）
5. 考察のまとめ

1. はじめに

なぜ、このコマの研修を実施しようと思ったのか・・・

令和3年度社会福祉推進事業「日常生活支援住居施設における個別支援計画の策定状況に関する調査事業」の福祉事務所アンケートの8-4「委託の手続き等について、感じている課題があれば教えてください」と8-5「日常生活支援住居施設の人員配置、利用者に対する職員配置数について、どのように感じていますか」と8-6「日常生活支援住居施設の生活支援提供責任者が作成する個別支援計画に期待することは何ですか」の自由記述の福祉事務所からのコメントが大きなきっかけでした。

【8-4】「委託の手続き等について、感じている課題があれば教えてください」の質問回答が
・ 日常生活支援住居施設の技量に期待していない。（P164 下から8つ目の黒丸）

【8-5】「日常生活支援住居施設の人員配置、利用者に対する職員配置数について、どのように感じていますか」の質問回答
・ 障がい・介護施設の基準を参考にした、見守りと支援体制がとれる人員配置が必要と考えるが、運営団体では、入居者（受給者）を副寮長クラスで雇用し配置職員としてカウントしている。この実態が改善されない限り、安心して委託できないと考える（P166 下から5つ目の黒丸）

【8-6】「日常生活支援住居施設の生活支援提供責任者が作成する個別支援計画に期待することは何ですか」の質問回答が
・ 期待できる職員がない（P171 下から11個目の黒丸）

かなり辛口のコメント。この研修でも、厚労省からの最初の講義で使われたスライドは「貧困ビジネス対策」のスライド。まだまだ、福祉事務所はじめ社会の見方は「日住も貧困ビジネス??？」と見ている可能性は高いです。

これを払拭するために、日住は「貧困ビジネスではない」ということを、社会（特に福祉事務所）から認めてもらうため、生活支援提供責任者はじめスタッフの支援力をあげ、日住運営団体が結集して、運営力・組織力を高め、誤解をうけない対応をしていく改善が必要ではないか！と思いました。

1. はじめに

なぜ、このコマの研修を実施しようと思ったのか・・・

今回の調査結果を説明していくなかで、徐々にわかっていくと思いますが、15：1の住居施設入居者と5：1の住居施設入居者の対象者のADLのレベルに大きな違いとそのADLの低下している人の入居人数が大きく違うので、**同じ日住といっても、違う施設に見えます。**

具体的には、入居者の重点的要支援者の割合が違います。

また「15：1」、「10：1」、「7.5：1」、「5：1」の住居施設になるにつれ、支援の内容がドンドンと個別ケアにすすんでいます。それにともない、日住の支援員以外のサービス提供する人が具体的に登場してきます。

当然、15：1の住居施設にも介護度が高い人がいないわけではなく、ただ圧倒的に個別のケアをしなければならない入居者の人数が違うのがわかりました。

もしかすると、コロナ禍が落ち着いたあと、それぞれの住居施設を互いに視察したり、支援員同志で意見交換をする機会があった方が理解度が進むのではないかと思ったりもします。

1. はじめに

そのうえで、令和4年度社会福祉推進事業「日常生活支援住居施設の研修教材及び研修手法の開発等に関する調査（※実施団体：全国日常生活支援住居施設協議会）」の調査進捗から見てきたこと。

日住運営団体に調査（昨年11月頃発送）。そのアンケートのなかの設問4（3）「『あのとき、もっとこうしていたら良かったのではないか』と迷ったり悩んだりした場面のエピソードがありましたら教えてください」と設問4（5）「支援のエピソードを振り返って、個別支援計画の作成、計画に沿った支援の実施、モニタリング、見直し・再計画という支援をするなかで、難しいと感じている部分があれば教えてください」の回答から見た皆さんの頑張り！！

- ・ 認知症のうたがいのある入所者とうまく意思疎通ができず、クレームを受けていた。その後、退所してしまったが、もっと認知症についての知識があればと後悔している。（知識不足）
- ・ コロナ禍で病院受診を拒否している入所者で、あまりにも苦しそうなので、病院受診をすすめたが「俺なんて、いつ死んでもいいんだ」と言われ、「病院で治療しないともっと苦しくなるよ」と伝えただけでも頑なに拒否。その後、救急搬送しないといけないくなるも頑なに拒否。最終的に緊急搬送をすることになったが、重い後遺症が残った。もっともっと根気強く、早めに受診することを伝えていればと後悔している。（距離感、かかわり方）
- ・ 本人の言葉を信じていたのだが、再犯してしまった。本人の繰り返している課題だっただけに、もっと自分が向き合っていれば、再犯せずにすんだのではないかと後悔している。（信頼関係の構築）
- ・ 本人の焦る気持ちに寄り添っていれば、彼は失踪しなかったのではないかと後悔している。（寄り添い方、かかわり方）

1. はじめに

いろいろ言われていても、支援の現場は日々悩みながら、苦しみながら、どこ
の現場も懸命に取り組んでいます。この状況を、参加している皆さんと（特に
福祉事務所の皆さん）共有し、「日住を貧困ビジネス」と言わせない、言われ
ない日住にみんなでかえていきたいと思っています。

無低の貧困ビジネス議論から10年以上が経過しています。

そして、日住というものが生まれました。

ただ、マイナスのイメージからのスタート。

しかもやっていることはニッチ。やっている団体数も少ない状況。

（個人的には弱い業界だと思っているので）皆が連携・協力し、政治が
動く様な大きなトラブルが起きない様に、起こさない様に、コンプライ
アンスやガバナンスを整えていきながら、人口減少や人手不足や市場に
も淘汰されない様に、日住が必要な地域の資源として、社会に認知され
ることを目指すきっかけのコマになればと思い、コマにしました。

調査事業概要（報告書P2～P11）

本調査を簡潔に言えば、日住の実態、日住の福祉事務所との関係性、個別支援計画の充実をすすめていくための調査だった。

具体的に実施した調査 → 3つの調査を実施

①日常生活支援住居施設を運営している事業者を対象にした調査

日住の入所判定からアセスメント、個別支援計画作成に至るまでの実態を把握する調査。

アンケート（厚労から各都道府県等の日住担当課を經由し、日住運営する17法人の45施設回答のなかの42施設分で集計。個別支援計画書については45施設の43施設分の324件を分析）とヒヤリング（社会福祉法人みなと寮、NPO法人ライズケア）を実施。

②福祉事務所を対象とした調査

福祉事務所の日住の個別支援計画作成にどれだけ関与しているのか、また日住との関係性についての調査

アンケート（福祉事務所設置自治体906の福祉事務所が1250あるなか、535の福祉事務所が回答。そのうち530の福祉事務所の回答を集計（※自治体数は410）とヒヤリング（535の福祉事務所のなかから3か所の福祉事務所（①都内1か所、②関東地方内1か所、③伊丹市福祉事務所）を実施。

③ABIT活用調査

日住の入居者にABITを実施し、ひとりひとりの特性を把握し、個別支援計画と照合し、反映させていく取り組みをすすめる調査

ABITは日住2団体、2施設、入居者30名の方に実施し、そこで見えてきた本人特性を個別支援計画に反映させる取り組みをした。

2. 令和3年度社会福祉推進事業「日常生活支援住居施設における個別支援計画の策定状況に関する調査事業」で見えてきた現状の日常生活支援住居施設

①日常生活支援住居施設を運営している事業者を対象にした調査で特に皆さんと共有すべき質問と回答

問1 (2) 人員配置

問1 (5) 入所者年齢

問1 (7) 重点的要支援者の総数と割合

問2 (4) 入所者が利用している外部サービス

問3 (2-3) 生活支援提供責任者の資格と実務経験

問6 (5-③) 入所者のその他の事故・トラブル

問8 (3-3) 個別支援計画作成に関する不安

問10 (1) 入所者のインテークと(2) 入所者のアセスメント

問10 (3) アセスメントの注視する点

問11 日住運営上の課題

個別支援計画の写し収集

2. 令和3年度社会福祉推進事業「日常生活支援住居施設における個別支援計画の策定状況に関する調査事業」で見えてきた現状の日常生活支援住居施設

問1 (2) 人員配置について (P29)

人員配置	施設数	割合
5:1	12	28.6%
7.5:1	8	19.0%
10:1	2	4.8%
15:1	20	47.6%
合計	42	100%

人員配置基準として、15対1が20施設、10対1の施設は2施設であるのに対して、7.5対1の施設は8施設、5対1の施設は12施設となっている。施設数で見ると半分は15対1で、7.5対1と5対1の施設を合わせると20施設になっており半分以上を占めている。

利用者数で見ても42施設に入所されている利用者合計は809人である。このうち15対1の施設に入所されている方は416人(51%)、7.5対1の施設への入所者は162人(20%)、5対1の施設への入所者は190人(23%)となっており、入所者数から見ても、15対1と7.5対1及び5対1がおおよそ半分づつを占めていることがわかった。

問1 (5) 入所者年齢 (P29)

年代	人数	割合
10代	1	0.1%
20代	29	3.6%
30代	28	3.5%
40代	63	7.8%
50代	128	15.8%
60代	202	24.9%
70代	254	31.4%
80代以上	105	13.0%
合計	810	100%

42施設を合計した入所者の年齢層の内訳は次のとおり。70代が31.4%で最も多く、次いで60代が24.9%であった。80代の入所者13.0%と合わせると、入所者のほぼ7割が60代以上である。

【考察】40代以下は極端に入所が少ない傾向。
10年後、20年後、入居者確保と借上げ物件の耐用年数的に日住を運営・維持できるか問題



2. 令和3年度社会福祉推進事業「日常生活支援住居施設における個別支援計画の策定状況に関する調査事業」で見えてきた現状の日常生活支援住居施設

問1 (7) 重点的要支援者の総数と割合 (P29~30)

人員配置	重点的要支援者の割合の 平均値
5:1	72.4%
7.5:1	61.2%
10:1	52.8%
15:1	26.1%
全体	47.5%

入所者に占める重点的要支援者の割合は、42施設の平均は47.5%であったが、人員配置ごとに見ると、人員配置の手厚い施設ほど、入所している重点的要支援者の割合が高い傾向。手間がかかるから人員配置が充実しているところで支援をすすめるのは当然の結果といえる。

問2 (4) 入所者が利用している外部サービス (P56)

	件数	%
1. 訪問介護	25	75.8%
2. 訪問看護	24	72.7%
3. 訪問リハビリテーション	13	39.4%
4. 居宅療養管理指導 (医師による訪問診療、薬剤師による訪問薬剤指導、 栄養士による訪問栄養指導、その他)	15	45.5%
5. 通所介護 (デイサービス)	23	69.7%
6. 通所リハビリテーション	13	39.4%
7. 短期入所 (ショートステイ)	3	9.1%
8. 福祉用具貸与 (※該当に○ 手すり、介護用ベッド、車いす、歩行器、 その他)	26	78.8%
9. その他	1	3.0%
合計	143	433.3%

入所者の高齢化がすすむなか、当然の結果といえる。障害分野は居宅介護で25施設の13施設は活用。就労系を利用している割合は8施設。
※33施設数が母数



考察2. 日住全体として、障害者福祉分野の活用が少し弱いのではないか。この分野の制度利用研修が必要の可能性あり。

問3（2－3）生活支援提供責任者の資格と実務経験（掲載なしとP30）

	資格所持者（有効母数37）
1. 社会福祉主事	23
2. 福祉施設士・施設長	4
3. 社会福祉士	11
4. 精神保健福祉士	8
5. 看護師・保健師	2
6. 伴走型支援士	3
7. 介護福祉士	3

生活支援提供責任者の6割以上が社会福祉主事任用資格を所持し、約3割弱が社会福祉士も取得している。

→ 考察3. 生活支援提供責任者の実務が社会福祉士、精神保健福祉士の資格取得の実務経験と認められたことは画期的なことであり、今こそ生活支援提供責任者が専門職にチャレンジしていく時期ではないか！

相談援助にかかる実務経験	人数	割合
1. 実務経験年数1年未満	1	2.2
2. 1年以上2年未満	3	6.5
3. 2年以上5年未満	7	15.2
4. 5年以上10年未満	18	39.1
5. 10年以上	17	37
合計	46	100

生活支援提供責任者の多くは5年以上の相談支援の実務経験がある。経験をベースに施設長や生活支援提供責任者になっている人が多いと推測される。

問6 (5-③) 入所者のその他の事故・トラブル (P73)

	件数	%
1. 孤独死・孤立死	2	4.9%
2. 飲酒問題	39	95.1%
3. 家賃滞納	36	87.8%
4. 万引き	35	85.4%
5. 迷子 (目的地に行きたいがたどり着けない)	37	90.2%
6. 徘徊 (認知機能低下等により、目的なく歩き回る)	30	73.2%
7. その他	2	4.9%
合計	181	441.5%

全国的に日住入居者の特性として、飲酒の問題でトラブルを起こしやすく、また迷子や徘徊、家賃滞納、万引きの事故やトラブルが多い。
(母数41)

トラブル発生後、各施設とも速やかに対応し、個別面談やミーティング、福祉事務所を含む医療や介護の関係機関との調整をすすめている。



考察4. 飲酒 (依存症) や認知症や金銭管理や更生保護・再犯防止などの研修が個別支援計画作成研修以外に必要なのではないかと。またトラブル対応をどうしているのかのワークショップ等を研修で実施することも有効ではないかと。互いの支援ノウハウを持ち寄ることで、効率化が難しい支援において、トラブル・事故を未然に防ぐことができ、生活支援提供責任者や支援員の負担軽減につながる取り組みが必要ではないかと。

問8 (3-3) 個別支援計画作成に関する不安 (P77) ※母数26

	件数	%
1. 作成したことがなかったため、作り方が要領を得ず不安だ。	9	34.6%
2. 福祉事務所からレベルが低い個別支援計画と思われな いかが不安だ。	4	15.4%
3. 福祉事務所との協議で計画内容に同意を得られるか不 安だ。	15	57.7%
4. 作成した個別支援計画原案に利用者と合意形成できる かが不安だ。	19	73.1%
5. 利用者の状態変化が激しく、何度も再計画しないとい けないことが不安だ。	3	11.5%
6. 地域資源や関係機関とつながっていないので、計画の 中身が薄いのではないかと不安だ	2	7.7%
7. 関わっている地域資源や関係機関（ケアマネ等）との 支援の方向性が統一できているか不安だ。	2	7.7%
8. 家族や親族等と本人の意向のずれが大きいことがあり、 家族等との合意が図られるか不安だ	0	0.0%
9. 個別支援計画を作成しても、本人にそのとおりの支援 を受けてもらえない感じがして不安だ。	7	26.9%
10. その他	5	19.2%
合計	66	253.8%

利用者との合意や利用者に計画通りの支援を受けてもらえないことへの不安が多いことがわかった。
福祉事務所との連携の部分についても不安であることがわかった。

➡ 考察5. 福祉事務所にも理解してもらえる様な、納得してもらえる様な具体的且つ実効性のある個別支援計画を作成する研修の継続実施は必要だと思われる。ただし国の年に1回程度の研修だけでは足りないと思われるため、運営法人や施設独自に自主的な勉強会・研修会を開催していく必要があるのではないかと。

2. 令和3年度社会福祉推進事業「日常生活支援住居施設における個別支援計画の策定状況に関する調査事業」で見えてきた現状の日常生活支援住居施設

問10 (1) 入所者のインテークと (2) 入所者のアセスメント (P80～81)

基本的に日住では (1) インテークは2週間以内、(2) アセスメントは1か月以内にとっていることがわかった。

問10 (3) アセスメントの注視する点 (P81)

基本的に8割の日住では、利用者の健康状態 (85%) や服薬 (85%) や投薬治療が必要なのかを話を聞きながら確認し、入所者の希望 (85%) を重視しながら、今の体調や心境 (80%)、これまでの病歴 (80%) を聞き取り、緊急性の有無 (80%) を勘案したかたちでアセスメントを実施していることがわかった。

問11 日住運営上の課題 (P83)

- 1位：人材不足 (71.4%)
- 2位：スタッフのスキル不足 (61.9%)
- 3位：採算性の確保 (52.4%)
- 4位：職員の待遇改善 (47.6%)
- 5位：自治体との連携 (40.5%)
- 5位：入所者の受入に関する心理的負担 (40.5%)



考察6. 社会全体の人材不足問題にもれなく日住でもあてはまる課題。この分野を担う担い手がいなければ継続運営は難しい。他の福祉分野同様に処遇改善加算などを検討してもらう必要があるのではないかと。またスタッフのスキル不足を解消し、「貧困ビジネス」という見られ方からの脱却を目指すことが大事なのではないかと。

2. 令和3年度社会福祉推進事業「日常生活支援住居施設における個別支援計画の策定状況に関する調査事業」で見えてきた現状の日常生活支援住居施設

個別支援計画の写し収集（P85）

人員配置	件数	割合
5：1	133	41.0%
7.5：1	20	6.2%
10：1	71	21.9%
15：1	100	30.9%
合計	324	100%

日住を対象とした調査票の回答とあわせて、42施設から個人情報を除いた個別支援計画の写し324件を得て、分析をおこなった。分析対象とした個別支援計画の写しの、人員配置ごとの内訳。

2. 令和3年度社会福祉推進事業「日常生活支援住居施設における個別支援計画の策定状況に関する調査事業」で見えてきた現状の日常生活支援住居施設

個別支援計画の写し収集（P85～86）

施設の人員配置	個別支援計画に記載されている主な支援	利用者像
15：1	<p>情報提供、面談、声がけ、見守り、助言</p> <p>但し、施設利用者のうち数名は医療的ケアの必要な対象者もあり、その場合は7.5：1くらいの割合の支援を実施しているケースもある。 ※食事提供は、今回提供のあった支援計画にはいずれにも記載されていない</p>	<p>ADLは自立。様々な課題を抱えるが、「自らのことは自ら動ける」と見立てられた利用者が多い。</p>
10：1	<p>見守り、助言、服薬確認、通院同行、本人への説明、本人ができない部分の補助、手続き代行、緊急時の支援</p> <p>情報提供や面談などは計画に文言としては入っていないが、記載されている支援内容から、それらは当たり前に行われているようにうかがわれる。</p>	<p>支援を継続してきた生活が安定してきた利用者や、様々な不安材料はあるが少し注視して見守る、本人が支援を求めてきたときに少しサポートするくらいの利用者が多い。</p>
7.5：1	<p>手続き・制度利用申請代行、地域資源活用、関係機関との情報共有、ケース会議の実施、相手方との交渉、就労支援</p> <p>情報提供、面談、声がけ、見守り、助言、本人への説明、本人ができない部分の補助などは、計画に文言としては入っていないが、記載されている支援内容から、それらは当たり前に行われているようにうかがわれる。</p>	<p>複合的な課題を支援員と一緒に解決をしていく必要がある利用者が多い。また制度上のサービスを活用する利用者が多い。</p>
5：1	<p>食事・排泄・服薬の介助、金銭管理、部屋の清掃、外出サポート、精神安定のための寄り添い、専門職による医療行為</p> <p>手続き・制度利用申請代行、地域資源活用、関係機関との情報共有、ケース会議の実施、情報提供、面談、声がけ、見守り、助言、本人への説明、本人ができない部分の補助などは、すでに活用や実施が前提になっている支援内容のため、支援計画にあえて記載されてはならず、当然のこととして実施しているようにうかがわれる。</p>	<p>医療的ケアや介護サービスなどが必要で、すでに制度上のサービスをフル活用している利用者が多い。</p>

2. 令和3年度社会福祉推進事業「日常生活支援住居施設における個別支援計画の策定状況に関する調査事業」で見えてきた現状の日常生活支援住居施設

②福祉事務所を対象とした調査

福祉事務所が日住の個別支援計画作成にどれだけ関与しているのか、また日住との関係性についての調査で特に皆さんと共有すべき質問と回答（調査票はP98～107）

- 1-1 (貴福祉事務所において) 保護施設、日住、無低での保護をおこなっているか
- 1-2 (上同) 被保護者の居所検討の判断基準
- 2-1 (上同) 日住がはじまって福祉事務所の変化の有無
- 3-1 (上同) 福祉事務所管内の日住の有無
- 6 (上同) 日住に委託したことがあるか
- 7-4 (上同) 委託することを選んだ理由
- 8-1 (上同じ) 個別支援計画の福祉事務所の関与
- 8-4 (貴福祉事務所として考える) 日住への委託の課題
- 8-5 (上同) 日住の人員配置基準
- 8-6 (上同) 生活支援提供責任者の個別支援計画に期待すること
- 9-2 日住に委託したことがない福祉事務所において、居宅で一人暮らしをしている被保護者が一人暮らしが困難になった場合はどのような対応をするのか
- 11 (貴福祉事務所において) 福祉事務所にとって活用しやすい日住

2. 令和3年度社会福祉推進事業「日常生活支援住居施設における個別支援計画の策定状況に関する調査事業」で見えてきた現状の日常生活支援住居施設

1－1（貴福祉事務所において）保護施設、日住、無低での保護をおこなっているか（P108）

アンケート回答530件のうち、446件（84.2%）がおこなっていると回答。

1－2（貴福祉事務所において）被保護者の居所検討の判断基準（P108）

被保護者の居所を検討する際の基準は、「生活保護手帳別冊問答集7-707」「生活保護手帳 局長通知第7の4（1）キ」「生活保護手帳 課長通知第7の78」「令和2年3月27日社援保発0327第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知」を基準にしている自治体が多かった。他に、「明確な基準は設けず、ケースごとに総合的に判断している」も多かった。

2－1（貴福祉事務所において）日住がはじまって福祉事務所の変化の有無（P146）

「なかった」が448件（84.5%）と回答。その理由は日住が「ない」から・・・。
「あった」が82件（15.5%）。あったの変化内容で支援的意見は「選択肢が増えた」と「通院同行など施設職員にたのめる様になった」など。行政事務的には「手間が増えた」が多かった
注目すべき回答は、「無低が日住に移行し、支援内容に変化なし」という回答や制度化と最低基準が示されたことによる個室化で、「事業所が閉鎖」や「無低の定員が減った」という回答も目立った。

2. 令和3年度社会福祉推進事業「日常生活支援住居施設における個別支援計画の策定状況に関する調査事業」で見えてきた現状の日常生活支援住居施設

3-1 (貴福祉事務所において) 福祉事務所管内の日住の有無 (P151)

「日住ある」が56件 (10.6%)。この56件のうち49件 (87.5%) が首都圏 (東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県) の福祉事務所。

「無低ある」が115件 (21.7%)。この115件のうち77件 (70.0%) は首都圏 (東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県) であり、日住も無低も首都圏集中していることがわかった。



考察1. 首都圏の物件や家賃相場と地方の物件や家賃相場が著しく異なる中、全国一律の保護基準 (家賃において) で考えることは首都圏においてはなかなか難しいという声が日住運営団体から意見としてあった。反対に地方は集合・共同居住型ではないアパートを日住・無低にしているところから (※首都圏では居宅という判断になるであろう) は訪問のあり方も、首都圏と物件のかたちが違うことから一律運用はいかなものかという地方の日住運営団体から意見もあった。やはり首都圏と地方における様々な違いがあることから、地方における柔軟運用ができることを検討していくべきではないか。

6 (貴福祉事務所に置いて) 日住に委託したことがあるかと7-4の委託することを選んだ理由 (P153、P157)

「日住委託ある」が136件 (25.7%)。

136件中約80件 (58.8%) は管内にないけれども日住に委託している結果。その理由として、136件中72件 (52.9%) は「日住側から紹介があり委託」次に「ほかに選択肢がなかった」136件中70件 (51.5%) だった。

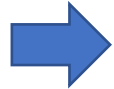


考察2. 無低からの日住へ制度移行したところが多いことから日住側から福祉事務所側へ紹介をかけることが多かったと思われる。

8-1 (貴福祉事務所において) 個別支援計画の福祉事務所の関与 (P109、P161、P159)

結論：「日住側が作成した個別支援計画を受け取り、同意（追認）」と5割以上の130件中100件の福祉事務所が回答している。

残念なことに生活支援提供責任者と担当者会議に同席してくれるとの回答は9件だった。



考察3. 熱心な福祉事務所がある一方で、委託費が発生し、事務負担が増えたことで、福祉事務所側は日住側に当事者の支援をもっとやってほしいという思いが強くなったのではないかと思われる。

次年度以降、社会保障審議会生活困窮者・生活保護部会の中間まとめを見る限り、福祉事務所や救護施設も個別支援計画を作成する方向が示されていることから、福祉事務所が日住の個別支援計画作成に積極的に関与していくことが望ましいのではないか。

8-4 (貴福祉事務所として考える) 日住への委託の手続き等の課題 (P162~165)

行政職員の「事務負担が多い」「委託の判断基準が曖昧」「事務処理がわかりにくい」「日割が煩雑」の声がある一方、
残念ながら「居宅移行や施設入所の支援ができるような体制が必要。通院や他法給付手続き、居宅生活への移行支援など、福祉事務所と連携して行ってほしい」「施設の独断で契約満了日以前に退去日を設定され、退去を迫られたことがある」「**日住生活支援施設職員の技量に期待していない**」「入居者が施設管理主導で決まってしまうこと」「福祉事務所の意向よりも事業者側の都合で日住への移行がすすむこと」という日住の支援への疑問の声や日住を信用していない意見も見受けられた。

➡ 考察4. すべての日住ではないけれども、すでに制度化されたことで、日住が福祉事務所から信用をされない様な支援や対応を続けていくと、日住全体が信用されなくなることが想定されるだろう。個別支援計画の国研修のみならず、財政的に厳しい全日住協ではあるが、支援の質や日住の最新情報を得ることができる研修を実施していくことが自戒をこめて重要だと考える。ただ、日住運営団体の一部のみ全日住協に加盟しているため、加盟していない団体は団体として、自主的に研修を実施し、福祉事務所の信用を勝ち得る様につとめ、日住全体の底上げをはかっていく必要があるのではないか。

8-5 (上同) 日住の人員配置基準 (P165~168)

「適切」「問題なし」という意見が多く(82件中49件)ありました。

「少ない」「職員不足」「増やした方がいい」という意見は8件ありました。

それに関する意見として、この人件費補助では社会福祉士(大卒)の専門職を配置させるには安いという声もありました。

日住に対する残念な意見として、「障害・介護施設の基準を参考にした、見守りと支援体制がとれる人員配置が必要と考えるが、運営団体では、入居者(受給者)を副施設長クラスで雇用し配置職員としてカウントしている。この実態が改善されない限り、安心して委託できない」

「職員により知識・能力の差が見受けられ、支援の質に格差が生じていると考えられる」や「スタッフのスキル向上に期待したい」や「利用者に寄り添ったきめ細やかな支援ができているのか疑問がある」「施設長によって、対応に差があるように感じる」という声もあります。



考察5. 福祉事務所からも「困難な支援を依頼することを考えると人員配置が少ないと思う」という意見があるなか、現場は今の人員配置でできる支援をすすめるしかないのが現実である。各日住の個別支援計画調査を見る限り、人員が加配されると支援内容がかわっていくため、福祉事務所も「どの程度の支援を求めているのか」、「支援の質をどう考えるのか」は今後しっかりと日住運営団体と議論していく必要があるのではないかと。

8-6 (貴福祉事務所が考える) 生活支援提供責任者の個別支援計画に期待すること (P168~172)

「具体的」「実効性のある」個別支援計画を期待の声が比較的多い。特に「見守り」や「声がけ」について、いつ、だれが、どれくらいといった具体的なことが記載がなく、達成度も明確ではないため、抽象的すぎるという意見もあった。

「被保護者の特性にあった」「自律を助長する」「本人の意向にそった」個別支援計画の声も多い。残念ながら、「(期待し)ない。日住施行前となんの変化もない」という意見や「期待できる職員がいない」という日住を信用していない声もあった。



考察6. 個別支援計画をより具体的な表現に落とし込むことが必要。特にアセスメントをしっかりとり、課題をあきらかにし、スモールステップがふめる様なプランをつくれるようになることが求められている。

9-2 日住に委託したことがない福祉事務所において、居宅で一人暮らしをしている被保護者が一人暮らしが困難になった場合はどのような対応をするのか（P175～177）

	件数	%
1) 養護老人ホーム等の高齢（介護）の制度上の入所施設の利用を検討	380	97.9%
2) 保護施設（救護・更生施設）の利用を検討	197	50.8%
3) 無料低額宿泊所（日常生活支援住居施設の認定は受けていないもの）の利用を検討	18	4.6%
4) 訪問介護等の在宅サービスで居宅のまま対応	247	63.7%
5) その他	37	9.5%
合計	879	226.5%

養護施設活用は当然のこととしながら、注目すべきは、訪問介護等の在宅サービスで居宅のままに対応するという意見が多いこと。



考察7. 2025年以降、団塊の世代が後期高齢者となり、単身世帯の被保護者が増えていく状況を考えると、ケースワーカーだけでは対応できないため、『4)の訪問介護等の在宅サービスで居宅のまま対応する』とされる被保護者について、日常生活支援のプロフェッショナルである、日住の生活支援提供責任者が、この4)の居宅の被保護者をアウトリーチし、日常生活支援（ソフトのみ）を提供するというソフト提供型日住という支援を求められる時期がくるのではないかと！

また居宅暮らし被保護者で居宅生活が困難な状況になったときだけ、ショートで日住を活用する日住のショートステイというサービスも今後、必要になるのではないかと！

1 1 (貴福祉事務所において) 福祉事務所にとって活用しやすい日住 (P177~190)

結論：ケースワーカーが抱える困難な人を一緒に支援できる日住

夜間・休日問わずに即日入居可能と言う声が多い様に思いますし、超困難事例を受け入れてくれることが求められています。



考察8. P177~P190までは、「この様な日住があれば」という福祉事務所やケースワーカーのニーズであり、悩み。このニーズに少しでも対応していける様になると経営的に安定していくと推測する。ただし、委託費が少額である以上、そのニーズへの対応は厳しいと思うのだが、支援員ひとりひとりが専門的な知識や技術を身に付け、資格取得できる方は資格取得をしていくことで、比較的予算をかけず、支援の質を向上させ、福祉事務所の信用を得ることで、活用しやすい日住になるのではないか。

入居者が前向きに人生をとらえることができた事例のキーワード

- ☆入居者と関係機関との間に入り、サポートや調整、翻訳をすること
- ☆本人の話に徹底的につきあうこと
- ☆利用者に、本気でこちらの思いを伝えること
- ☆入居者との時間を増やすこと
- ☆入居者の興味のあるものを一緒にとりくんでみる
- ☆入居者にお願いしてみる、入居者に役割をつくること

入居者が生活の安定やステップアップした事例のキーワード

- ☆入居者の一番不安に思っている課題を一緒に解決すること
- ☆入居者のペースにあわせてすすめること
- ☆本人との関わる時間を増やすこと
- ☆本人が理解できる様に話し、説明をすること
- ☆身内と思ってもらえるくらいに関係性を築くこと
- ☆入居者が楽しめる様にゲーム感覚でやれる様にする工夫
- ☆否定せず、入居者の話を聞き続けること
- ☆一緒に汗をかくこと

あ の とき、こ う し て お け ば よ か っ た と 悔 や ま れ る 事 例 の つ ぶ や き

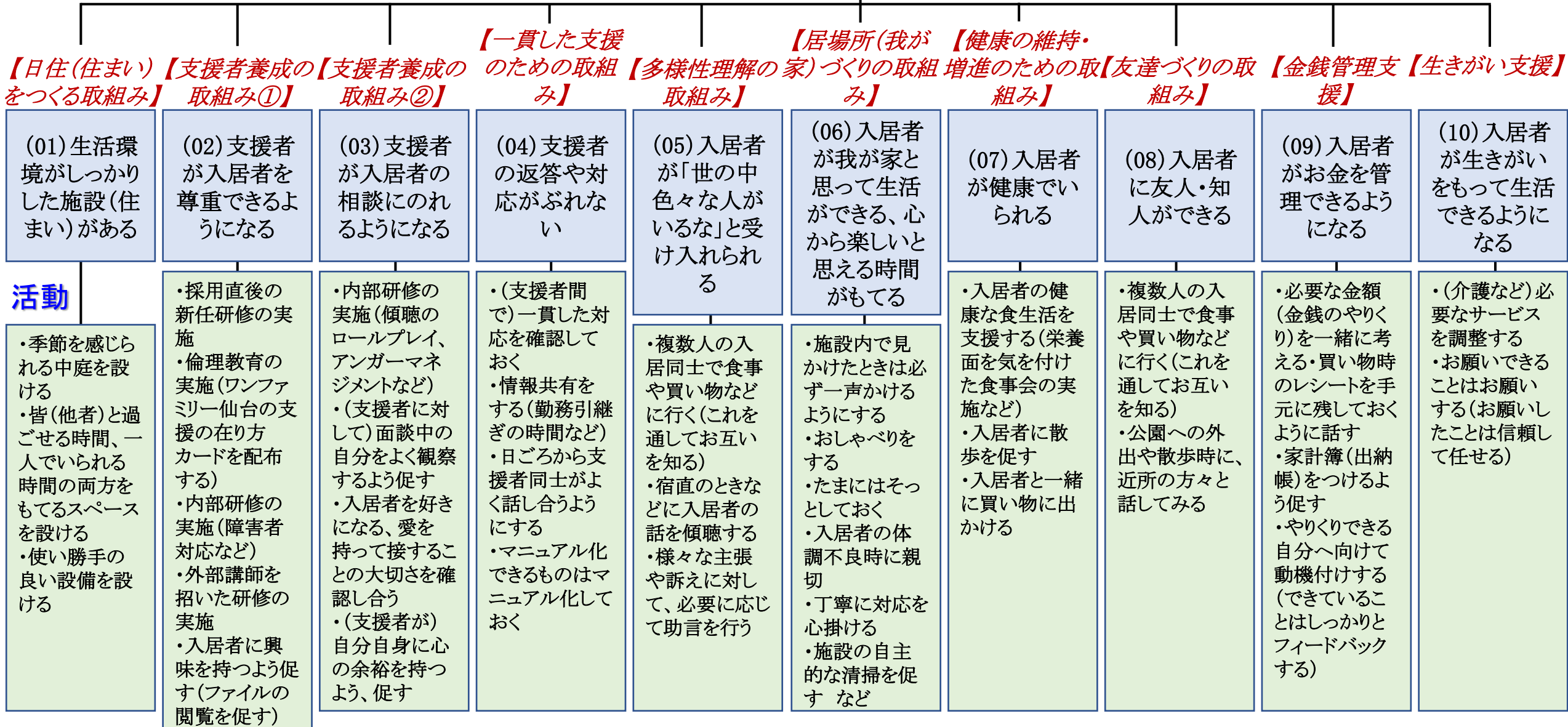
- ☆ もう少し勉強しておけば、専門家にアドバイスを仰げばよかったなあ
- ☆ もっと根気強く伝えればよかったなあ
- ☆ 調整に時間がかかってしまったなあ
- ☆ 本人の言葉を鵜呑みにしてしまったなあ
- ☆ 本人とじっくりと課題について話し合いをしておけばよかったなあ
- ☆ お金に関してしっかりと把握しておけばよかったなあ
- ☆ SNSや携帯電話（スマホ）の使い方をしっていたらよかったなあ

地域に受入れられるデザイン
型モデル「てらっせ東勝山」
直接アウトカム

最終(長期)アウトカム
中間(中期)アウトカム

入所者が生きてて良かったと思える
入所者が安心して暮らし続けられる

※01~04は施設環境・支援者に対する働きかけ(環境整備や支援者養成)、05~10は入居者に対する働きかけ(入居者支援)



5. 考察のまとめ

【日住側】

考察1. 40代以下は極端に入所が少ない傾向。10年後、20年後、入居者確保と借上げ物件の耐用年数的に日住を運営・維持できるか問題

考察2. 日住全体として、障害者福祉分野の活用が少し弱いのではないか。この分野の制度利用研修が必要の可能性あり。

考察3. 生活支援提供責任者の実務が社会福祉士、精神保健福祉士の資格取得の実務経験と認められたことは画期的なことであり、今こそ生活支援提供責任者が専門職にチャレンジしていく時期ではないか！

考察4. 飲酒（依存症）や認知症や金銭管理や更生保護・再犯防止などの研修を個別支援計画作成研修以外に必要なのではないか。またトラブル対応をどうしているのかのワークショップ等を研修で実施することも有効ではないか。互いの支援ノウハウを持ち寄ることで、効率化が難しい支援において、トラブル・事故を未然に防ぐことができ、生活支援提供責任者や支援員の負担軽減につながる取り組みが必要ではないか。

5. 考察のまとめ

【日住側】

考察5. 福祉事務所にも理解してもらえる様な、納得してもらえる様な具体的且つ実効性のある個別支援計画を作成する研修の継続実施は必要だと思われる。ただし国の年に1回程度の研修だけでは足りないと思われるため、運営法人や施設独自に自主的な勉強会・研修会を開催していく必要があるのではないかと。

考察6. 社会全体の人材不足問題はもれなく日住でもあてはまる課題。この分野を担う担い手がいなければ継続運営は難しい。他の福祉分野同様に処遇改善加算などを検討してもらわなければならないかと。またスタッフのスキル不足を解消し、「貧困ビジネス」という見られ方からの脱却を目指すことが大事なのではないかと。

5. 考察のまとめ

【福祉事務所側】

考察1. 首都圏の物件や家賃相場と地方の物件や家賃相場が著しく異なる中、全国一律の保護基準（家賃において）で考えることは首都圏においてはなかなか難しいという声が日住運営団体から意見としてあった。反対に地方は集合・共同居住型ではないアパートを日住・無低にしているところから（※首都圏では居宅という判断になるであろう）は訪問のあり方も、首都圏と物件のかたちが違うことから一律運用はいかなものかという地方の日住運営団体から意見もあった。やはり首都圏と地方における様々な違いがあることから、地方における柔軟運用ができることを検討していくべきではないか。

考察2. 無低からの日住へ制度移行したところが多いことから日住側から福祉事務所側へ紹介をかけることが多かったと思われる。

考察3. 熱心な福祉事務所がある一方で、委託費が発生し、事務負担が増えたことで、福祉事務所側は日住側に当事者の支援をもっとやってほしいという思いが強くなったのではないかとと思われる。次年度以降、社会保障審議会生活困窮者・生活保護部会の中間まとめを見る限り、福祉事務所や救護施設も個別支援計画を作成する方向が示されていることから、福祉事務所が日住の個別支援計画作成に積極的に関与していくことが望ましいのではないか。

考察4. すべての日住ではないけれども、すでに制度化されたことで、日住が福祉事務所から信用をされない様な支援や対応を続けていくと、日住全体が信用されなくなることが想定されるだろう。個別支援計画の国研修のみならず、財政的に厳しい全日住協ではあるが、支援の質や日住の最新情報を得ることができる研修を実施していくことが自戒をこめて重要だと考える。ただ、日住運営団体の一部のみ全日住協に加盟しているため、加盟していない団体は団体として、自主的に研修を実施し、福祉事務所の信用を勝ち得る様につとめ、日住全体の底上げをはかっていく必要があるのではないか。

5. 考察のまとめ

【福祉事務所側】

考察5. 福祉事務所からも「困難な支援を依頼することを考えると人員配置が少ないと思う」という意見があるなか、現場は今の人員配置でできる支援をすすめるしかないのが現実である。各日住の個別支援計画調査を見る限り、人員が加配されると支援内容がかわっていくため、福祉事務所も「どの程度の支援を求めているのか」、「支援の質をどう考えるのか」は今後しっかりと日住運営団体と議論していく必要があるのではないかと。

考察6. 個別支援計画をより具体的な表現に落とし込むことが必要。特にアセスメントをしっかりととり、課題をあきらかにし、スモールステップがふめる様なプランをつくれるようになることが求められている。

考察7. 2025年以降、団塊の世代が後期高齢者となり、単身世帯の被保護者が増えていく状況を考えると、ケースワーカーだけでは対応ができないため、『4)の訪問介護等の在宅サービスで居宅のまま対応する』とされる被保護者について、日常生活支援のプロフェッショナルである、日住の生活支援提供責任者が、この4)の居宅の被保護者をアウトリーチし、日常生活支援（ソフトのみ）を提供するというソフト提供型日住という支援を求められる時期がくるのではないかと！

また居宅暮らす被保護者で居宅生活が困難な状況になったときだけ、ショートで日住を活用する日住のショートステイというサービスも今後、必要になるのではないかと！

考察8. P177～P190までは、「この様な日住があれば」という福祉事務所やケースワーカーのニーズであり、悩み。このニーズに少しでも対応していける様になると経営的に安定していくと推測する。ただし、委託費が少額である以上、そのニーズへの対応は厳しいと思うのだが、支援員ひとりひとりが専門的な知識や技術を身に付け、資格取得できる方は資格取得をしていくことで、比較的予算をかけず、支援の質を向上させ、福祉事務所の信用を得ることで、活用しやすい日住になるのではないかと。